齢者を狙った「振り込め詐欺」などを防止する意味もあります。

注意が必要なのは医師による診断や要介護認定に関係なく、窓口で本人の意思が確認できないと判断されると、口座を凍結される可能性もあるという点です」

内閣府の調査によると、60歳以上の1世帯当たりの貯蓄は約2400万円。貯蓄の目的を問うた調査では「生活の維持」と「万が一の備え」が8～9割を占める。だが現実的に認知症になれば、せっかくの「備え」を使うこともできなくなる。

「もし自分が認知症になったら、財産はどうなるのか」と漠然とした不安を感じている一方で、事前に準備をしている人はほとんどいないだろう。しかし、一度、認知症と判断されてしまうと、死ぬまで財産が動かせなくなってしまうこともある。

「あれ!? 思い出せない。認知症にかかったかな」と思った段階で手を打つことが極めて重要となってくる。

「事前に暗証番号を親から教えてもらい、親の口座から預金を下ろして、介護費用に充てている人もいますが、厳密には違法です（相続税の未払い扱いになる）。

入院や介護でまとまったおカネが必要になり、1日の限度額50万円の引き出しが1週間に3回もあれば、不審に思った銀行から口座名義人（認知症の親）に連絡がいきます。そこで認知症であることがわかったら、口座は凍結されてしまいます」（明石シニアコンサルティング代表で行政書士の明石久美氏）

家族が自由に親の預金を引き出せる「代理人カード」を作る手もあるが、親が認知症であると判明した場合、判断能力のない人の預金を勝手に使っているとして、これも「違法」となる。

そもそも『本人と生計を同一にする親族』という条件を満たしていないと、代理人カードを作ることもできない。

早めに名義変更する

自由にならなくなるのは、銀行口座だけではない。認知症であると判断されれば、不動産の売買もできなくなる。実際こんな悲惨な話がある。

安西裕子さん（仮名）の父親は78歳で認知症であると診断された。しばらくは実家で母（70代）が父の介護をしていたが、母も病気で倒れてしまう。母は入院、父も施設に入ることで、入院費と施設代で合わせて40万円ほどがかかる。両親の年金だけではまかなえず、実家を売って、その費用に充てることにした。ところが……。

「司法書士に相談したところ『その実家はお父さん名義なので、認知症で本人の意思が確認できない以上、売ることはできません』と言われたのです。売るためには名義を私（子ども）に変えないといけないのですが、それも親が認知症になると勝手にできない。

仕方なく、自分たちの貯金を取り崩して、両親の介護費用や入院費用を払っていますが、これから子どもたちの教育費もかかるし、住宅ローンもある。

夫からは『なんでお父さんが認知症になる前に手続きをしておかなかったんだ』と責められ、こんなことなら『いっそ、父が早く死んでしまえば、相続で名義変更できるのに』とすら思うようになってしまいました」（安西さん）

なんとも切ない話だが、まだ判断能力がある段階で自ら手を打っておかないと、同じことが誰の身にも起こりうる。

もし一人暮らしの高齢者が認知症になり施設に入れば、家は当然、空き家となる。やがて親が亡くなって、子どもがいざ売却しようとしても、値下がりは必至。リフォーム代もかかる。買い手がつかずに、固定資産税や管理費だけを払い続ける「負動産」になるのは目に見えている。

「自宅や土地が老夫婦の『共有名義』だとさらに厄介です。どちらかが認知症になった場合は、不動産の取引はできません。名義が夫9割、妻1割の割合でも、双方の合意がないと家は処分できないのです」（前出・杉谷氏）

認知症になった人の財産を動かすには、「後見人」をつけるしかない。後見人は裁判所で選ばれた弁護士や司法書士などプロが務め、基本、家族が後見人になるケースは少ない。しかも後見人を一度つけると、財産はすべて後見人が管理するので、家族であっても一切タッチできなくなる。加えて月々最低でも3万円（年間36万円）ほどの費用がかかるため、後見人制度の利用をためらう人も少なくない。

そこで注目を集めているのが「家族信託」だ。

『親が認知症になる前に知っておきたいお金の話』の著者で、日本財託資産コンサルティング部の横手彰太氏が語る。

「家族信託とは、簡単にいうと家族間で財産を共有する契約を結ぶことです。こうすることで認知症の親に代わって、子どもが親の財産の管理や運用、不動産の売却などを行うことができます。後見人のような月々の費用もかかりません。

家族信託の利用方は、まず司法書士に相談し、家族でだれが財産を管理するか協議します。仮に長男と決まれば、司法書士に信託契約書を作成してもらいます。

同時に銀行で信託口口座を作成し、そこに財産を移すことになるので、これで親の預金を自由に下ろすことができます」

2 絶対に実印は渡さない 「財産の保全」「暗証番号、通帳・印鑑の共有」 ――誰に預けるのがいいか

財産の存在を忘れることも

「子どもに自分の財産がどれくらいあるか話すのは、抵抗がある」

その気持ちはわからなくはない。だが、下手に隠していると、自分が認知症になったとき家族に大きな迷惑がかかる。

「なかには子どもに財産を奪われるかもしれないと疑心暗鬼になる人もいます。しかし、本当にご

財産を本当に親のために使っているかは、家族間で相互監視することになる。

家族信託は確かに便利だが、こちらも認知症になってからでは契約できない。家族全員の了承が必要で、誰かひとりでも反対すると結べないなどハードルもある。

家族信託のほかにも、認知症になる前に自分の財産を安全かつ円滑に家族に渡すために準備できることはたくさんある。次章からはより具体的に見ていこう。

本人が忘れてしまったときに情報が整理されていないと、家族はどこにおカネや証券があるのかまったくわからない。最悪の場合、財産の存在自体、忘れられてしまう可能性があります。

いきなりすべてを子どもに教えなくてもいいのだ、まずは自分の財産がどれくらいあるのか、全部紙に書き出して「棚卸し」することが大切です。家族関係が良好でない場合は、弁護士や司法書士など専門家に財産のことを相談しておくのもいいと思います」（司法書士の杉谷範子氏）

一方、子どものほうも親に「財産はどれくらいあるのか」とは尋ねにくいもの。変に聞くと遺産を狙っているとも思われかねないので遠慮しがちだ。だからこそ、親から先に子どもへ伝えたほうがいい。

では、財産を保全するため、誰にどんなものを預ければいいのか。

なかでも迷うのが銀行の暗証番号だ。銀行は「安全のため定期的に暗証番号を変更しましょう」と呼びかけるが、何度も変更していると余計にわからなくなる。ATMで暗

2019年3月30日号　週刊現代　P31